

議案第 8 号

大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 2 6 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 1 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示された選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。